

令和 5 年 度

教育委員会定例会（2月）議事録

四條畷市教育委員会

## 1 開催日時・場所

令和6年2月7日(水) 10時00分から11時35分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

## 2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

## 3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦
教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 織田 紗樹

## 5 付議案件

議案 第1号	四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第2号	四條畷市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する規程の制定について
議案 第3号	四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第4号	四條畷市学校施設整備方針の改訂について
議案 第5号	令和6年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について
議案 第6号	令和6年度一般会計予算に対する意見の申し出について
議案 第7号	令和6年度学校管理職人事の内申について

植田教育長	<p>只今から2月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議案第1号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第1号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、教育委員会事務局の機構改革により事務分掌等を見直すことに伴い、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案しました。</p> <p>内容は新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。</p> <p>まず、第2条第1項の部及び課の設置について、機構改革による部の再編及び課の名称変更を受け、教育部を学校教育部と社会教育部の二部制へ改め、学校教育部に教育総務課、学校教育課及び教育支援センターが、社会教育部にスポーツ・青少年課、文化財課及び文化・公民館振興課が属するものと整理しております。</p> <p>次に同条第2項について、学校給食センターは学校教育部に、図書館は社会教育部に属するものと改めております。</p> <p>次に第6条の表中、教育部を学校教育部に改め、学校教育課の項の第5号中、「法定研修」の文言を削除しています。</p> <p>続き、同表中、青少年育成課、スポーツ・文化財振興課及び文化・公民館振興課の項を削除し、新たに社会教育部の部及びスポーツ・青少年課、文化財課及び文化・公民館振興課の項を加え、それぞれ事務分掌を整理しています。</p> <p>最後に、附則といたしまして、第1項で施行は令和6年4月1日とすると</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>ともに、第2項から第8項で本規則改正に伴って規則の規定中の部の名称を変更する必要があるものなど、当然に改正が必要となる諸規則の改正を規定しております。以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>特に改正につきましては問題はないかと思っておりますが、今教育委員会の部が一部制のもと、いろんな課が連携をとっているかと思えます。そのなかで二部制にわかれまして、懸念しているところは、図書館です。当然、同じ教育委員会の事務局ですから、連携をとるのは大前提になるかと思えますが、図書館については学校図書館の問題、あるいは子どもたちに図書館を利用することによって読書活動を推進していくということは大きな役割になりますので、学校教育と密接に関係をもたなければならないかと思えます。</p> <p>そういう観点から、二部間で連携を密にし、特に図書館については部をまたがっての配慮をお願いしたいと思えます。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>二部の部長がベクトルをそろえたうえで、教育長筆頭のもと、教育委員の皆様のお言葉をいただきながら、しっかりと連携しながら進めてまいりたいと思えます。かつ、それが所管課、一職員にまで浸透するようなかたちで、しっかりと教育委員会として一丸となって進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第2号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>

古市教育総務課長	<p>議案第 2 号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、教育委員会事務局の機構改革により、四條畷市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>内容は新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。</p> <p>まず、四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部改正として、別表第 1、共通専決事項表中、第 5 号の部長の欄及び第 6 号の教育次長の欄の表記を正しております。</p> <p>次に、別表第 2、個別専決事項表教育部教育総務課に関する事項、教育部学校教育課に関する事項及び教育部教育支援センターに関する事項中、教育部を学校教育部に改めております。</p> <p>次に同表、教育部青少年育成課に関する事項及び教育部スポーツ・文化財振興課に関する事項を削除し、新たに社会教育部スポーツ・青少年課に関する事項及び社会教育部文化財課に関する事項を追加し、それぞれの専決事項を整理しております。また、教育部文化・公民館振興課に関する事項中、教育部を社会教育部に改めております。</p> <p>次に、四條畷市教育委員会文書規程について、別表を機構改革を踏まえた内容に改めております。</p> <p>最後に、附則といたしまして、施行は令和 6 年 4 月 1 日としております。以上でございます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」 の声 )</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第 3 号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>

古市教育総務課長	<p>議案第3号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、教育委員会の権限に属する事務のうち、市長の補助機関である職員に補助執行させる事務について、より適切な字句へ修正することに伴い、四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案しました。</p> <p>内容は新旧対照表を用いて説明させていただきます。</p> <p>市長部局の規定内容と合わせ、より適切な字句へと修正するため、第2条第5号及び第6号中、「公の施設」を「公共施設」に改めております。</p> <p>最後に、附則といたしまして、施行は令和6年4月1日としております。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>( 「なし」の声 )</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」の声 )</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第4号 四條畷市学校施設整備方針の改訂についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第4号 四條畷市学校施設整備方針の改訂について、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、策定から一定年数経過した四條畷市学校再編整備計画を統合し、四條畷市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一部としての位置づけとするとともに、学校施設整備の水準や実施計画等を追加し、教育委員会としての考え方を具体化するにあたり、四條畷市学校施設整備方針を改訂したく、本案を提案いたしました。</p> <p>改訂の主な内容については、配布している本方針改訂案に基づいて説明いたします。</p>

(古市教育総務課長)

1 頁、2 頁をご覧ください。第 1 章の基本的な考え方の 2 方針の位置付けでは、本方針は令和 4 年 1 月に策定した四條畷市教育振興基本計画の基本方針 5 学びを支える教育環境の整備を実現するために策定することを本方針策定当初より記載しており、そこに公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一部として位置づけることを追記いたしました。

また、学校再編整備計画については、学校再編から一定年数が経過し、本市の学校施設の状況や社会情勢等が変化していることから、計画の趣旨を尊重しつつ、時代に即した内容に更新し、本方針に統合することを追記いたしました。

なお、学校再編整備計画における今後の検討事項としている小規模校の課題への対応や小中一貫型教育施設については、引き続き検討を行うことも併せて追記しております。以上の内容をもとに、本方針の位置付けの図式を修正しております。

4 頁をご覧ください。第 2 章学校施設の現状と課題の 1 学校施設の現状では、学校施設の棟別の築年数や劣化状況は個別施設計画【公共施設】を参照する旨を追記。5 頁をご覧ください。2 児童生徒数の推移では、今年度以前の本市の児童生徒数の推移をグラフを使用し追記しております。

少しページを前にめくり、もくじをご覧ください。本方針の当初策定時は、第 1 章から第 3 章までの構成でございましたが、改訂案では国の長寿命化計画策定の手引き等を参考に、第 4 章から第 6 章までを追加しております。該当の内容は 10 頁以降となります。

それでは、まず 10 頁をご覧ください。第 4 章施設整備の水準等の 1 整備の水準等では、学校施設の整備にあたり、単なる機能回復のみでなく、耐久性、機能性、環境性について、社会的な要求水準を考慮することを追記しています。

11 頁をご覧ください。2 維持管理の項目・手法等では、学校施設の機能維持、長期的な有効活用には定期的な点検に基づく状況把握が必要であること、また学校施設修繕計画に基づいた計画的な修繕の実施を行うことを追記しています。

12 頁をご覧ください。第 5 章整備の実施計画の 1 実施計画に向けてでは、学校の建築からの経過年数をもとに、建物の劣化調査を実施し、その結果を踏まえた整備方法を検討することを追記。また、整備方法の検討の際には、将来の年少人口の動向や財政状況を学校施設のあり方に反映させるため、改築中心から長寿命化への転換を基本とすることを追記しています。併せて、小規模校への課題の対応や小中一貫型教育施設の検討は別途引き続いて調査・研究することも追記しています。

13 頁をご覧ください。改築中心から長寿命化への転換のイメージを文部科学省の資料を参照して作成しております。図の下にございます米印では、長寿命化と長寿命化改修について記載しており、特に、長寿命化改修につい

(古市教育総務課長)

では、老朽化した施設を将来にわたって長く使用し続けるための整備のみならず、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げ、新しい時代の学び舎として時代に即応した教育環境に向上させるための整備も行うことが定められております。

14頁をご覧ください。第6章方針の継続的な運用方針の1学校施設整備方針の推進については、本方針の推進において、教育委員会における継続的・定期的な管理のみならず、学校や市長部局を含めた全市的な体制で連携すること追記、また、事業実施段階における技術職員との連携、民間事業者への委託の検討も追記しております。

以上、主な改訂の内容でございます。何卒よろしくお願いいたします。

植田教育長

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員

2点、この改訂を進めていただいて意義があったなと思うことがあります。

1点めは、学校再編整備計画を統合したことについてです。従来、平成27年に教育環境整備計画ができましたが、いろいろ、紆余曲折もあつただろうと思いますが、平成30年に学校再編整備計画ということで適正化のみを取り出したかたちで教育環境整備計画が発展していったという流れがございます。そのなかで置いていかれた施設整備等については、教育振興ビジョンや個別の方針などでフォローしておりましたが、令和4年に学校施設整備方針というものが、今回の改訂前のものですが、制定されまして、再編整備計画と施設整備方針が並び立つというかたちになりました。

これが本来のかたちなのですが、内容を見ますと、両方に、相互に関連した内容が書かれておりまして、今回、学校施設整備方針として改訂されて統合されたということは、非常に分かりやすくなったのではないかとということで、今回の改訂は意義があると思います。

2点めは、先ほどご説明がありました、第5章の1実施計画に向けての中で、従来の改築中心から長寿命化への転換を基本とすると定めていただきました。

従来の改築中心のイメージでは、学校の改修、修繕が必要な場合、事後的なものに限られていた。予算等の関連からも、そういうものでありました。長寿命化の改修のプロセスになりますと、予防・保全的な改修になるということで、これは常に子どもたちの周りの教育環境が良いもの、ベストなもので維持され続けるという点で非常に意義があると思います。

またそれにあたり、13頁にあります長寿命化のイメージにつきましては、文部科学省の出典を参考にさせていただいて、四條畷市にあつたかたちの長寿命化のイメージ。特に中規模改修と言う文言を使つていただきまして、より分かりやすくしていただきましたことについて、高く評価したいと思います。まずは評価をしたということについて述べさせていただきます。

山本教育長職務代理者

私も尾崎委員と同様で、今現在、国が学校施設については長寿命化改修をして新しい時代の学びを実現するという方向で動いていますので、本市も長寿命化への転換というのは必要ではないかと思っています。それと同時に、先ほどご説明があったように、単なる施設の機能回復を図るだけではなくて、新しい時代の学びについての創意工夫に富んだ教育環境を整備するという、両方を兼ね備えたかたちでの方針ということで、高く評価をしたいと思っています。

2頁について、1点質問があるのですが、学校再編整備計画を統合するというかたちで今回の方針が出ましたけれども、学校再編整備計画の中の適正配置の中の適正配置そのものの要点については解消されているかなと思いますが、一部検討材料が残っている部分は、その下に書かれている小規模校への課題と小中一貫型教育施設についての検討かと思っています。

もう一つの校区再編については既に完了したと認識しています。その再編整備計画の中に、積み残した検討課題以外に、学校別整備方針があつてその中の全校共通の整備内容があつたかと思っています。その整備内容の中に校舎の老朽化対策という項目が入っているのですが、その整備内容の中でまだ未整備な部分が現在あるのではないかなと思います。未整備の部分については、どの部分で計画をしていくのか。ほとんどは修繕計画に入るかなと思いますが、再編計画中、個別の学校の整備内容で未整備の部分というのは何かありますか。

古市教育総務課長

学校再編整備計画の未整備の部分といたしましては、例えば、再編整備計画の中にあります校舎の老朽化という部分が大きく占めるかと思っています。令和元年、2年と忍ヶ丘小学校の方で大規模改造工事を行いました。ただ、それ以外の部分におきましてはまだ老朽化対策を行えていない状況であります。また、他にも様々方針の変更等ございましたので、方針変更した改修を行っているという場合がございます。大きくは、この校舎の老朽化というところが一番大きいかなと思っています。

尾崎委員

今の職務代理の質問に関連して、内容的には納得をさせていただきましたけれども、この方針や計画のスタイルとして、ひとつ今後ご検討いただけたらなと思いますのは、これについては整備方針であるということで、そうしますとこの中には計画という文言において、この先どのように進めていくかという内容が入っているわけですが、ただし5章の実施計画については1実施計画に向けてと、この部分で留まっております。ですので、この後、方針として実施計画についての細部について触れられる予定なのか、それとも新たに整備計画であるとか修繕計画を更に高めたものになるのか、どういうスタイルをお取りになるのかをお聞きしたいと思います。

それについては、学校再編整備計画を統合しましたので、学校再編整備計

<p>(尾崎委員)</p>	<p>画の中には、学校施設の現況、今後の施設改修、学校別整備方針というようなものも含まれております。例えばこういうものを、5章の2に位置付けるというイメージになるとしたら、実施計画というものに加え、長寿命化判定をしていく、あるいは優先度をどのように考えるのか、あるいはコストをどう想定していくのか、そういった部分が入るのかなと考えています。これは今後お考えになっていると思います。ただ、今回はこの方針で留めていくというお考えであろうかと思うのですが、この方針は更に改訂をされて、実施計画の細部について方針で触れられるのか、新たに整備計画的なもの、あるいは修繕計画的なものの中にそういったものをお示しいただけるのか、今後どのようにお考えなのかお聞きしたいです。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>この学校施設整備方針の改訂の内容といたしましては、あくまで大きな方針を示すということで、細部につきましては現状、方針改定案の中には入れていない状況でございます。ただ、今後、各学校施設の状況や整備内容が決まってくる中で、また改めてこの整備方針を改訂するか、新たな計画を作るか、適宜判断していきたいと思っております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>まずこの整備方針策定にあたりまして、私たちも資料等で勉強させていただくなかで、秋からいろんな学校の視察にも連れて行っていただきました。私たちは文面で見ただけではなかなかイメージがしにくい部分がありましたが、長寿命化改修というものがどういったものかというのを、実際にそれをなさった学校を見ることによってイメージをもつこともできました。そういう時間を事務局の皆さんと共有したことによって、来年度の市長の予算の編成方針も勉強させていただきましたけれども、教育部の職員の皆さん、ひいては教育委員会事務局の皆さんが、ものすごく将来に対する夢をしっかりと描こうという、そういった意欲に溢れたうえでの、そのなかでのこの整備方針であるということを感じました。</p> <p>例えば古市課長は、入庁した当時はなかなか財政的にも厳しく、夢を描くこともできなかったけれども、今は市長の市政運営の結果、私たちにもこれからの学校の姿を夢を描くことができるのは大変嬉しいというようなことをお伺いした時に、教育委員としてもそういったことに対して真摯に受け止めて一緒に良い方向を考えられる、そのベースの整備方針になっているのはいかと思えたことをまず申し上げたいと思います。</p> <p>その中で、未来思考で、という文言もございますけれど、これからの学校というのは単なる箱物ではなくて、地域の中心となった、地域コミュニティとしての核、そして防災面からも地域にとって大切な場であると考えた時に、長寿命化をする校舎をどういったコンセプトで整えていくのかということについては、市長との総合教育会議の中でも申し上げましたが、地域の特色ニーズなどの教育内容からしっかりと検討していったら、四條畷の未来に誇れる</p>

(佃委員)	<p>学校というものを、この整備方針によって建てるということのいろいろな議論を進め、そのベースとなることを祈って、この整備方針をきちんと整えてくださったことに敬意を表したいと思います。</p>
河田委員	<p>たいへん分かりやすい資料をいただいて、私にもとても分かりやすく良かったなと思います。学校というものは、やはり地域としっかり繋がっているということがこれから大事だと思います。せつかく良い資料ができていますので地域の方にも見ていただく必要があるかなと思います。市民の方への周知などがどのようにされるのか決まっていたら教えてください。</p>
古市教育総務課長	<p>今回の学校施設整備方針につきましては、学校再編整備計画を統合した内容であるというところで、とても意義の大きなものであるという点と、委員からありました地域の部分という点も含めて、市民の方々に広く周知をしていかなければならないというところにおきましては、ホームページ等を活用して周知をしていきたいと思っております。</p>
山本教育長職務代理者	<p>この方針はこれから推進していくわけですが、実際にこの方針をどういったかたちで具現化していくかということが非常に大事かと考えています。14頁最後のところに、学校施設整備方針の推進ということで、書かれています。一つは全市的な体制、もう一つは効率的な体制ということで、二つの体制ということで書かれています。今後、事務局の組織も含めて、どういう検討体制をつくっていくのか、もし素案のようなものがあれば教えていただきたいというのが1点です。</p> <p>もう1点が、河田委員も言われましたが、地域の問題もそうですし、こういう学校整備していくことについては、学校側の意見は当然なのですが、地域の保護者の意見等も考慮していく必要があるのではないかなと考えます。そこらあたり、もし何かあればお願いしたいと思います。</p> <p>最後に私の意見なのですが、これ整備方針ですので、先ほど言われましたように、今後整備を推進していくことについては、やっぱりなんらかのものがいるのではないかと考えます。</p> <p>従前の学校再編整備計画については、方針と整備計画の両方を入れたかたちで平成30年ですか、作っていたような印象をもっているのですが、この部分については具体の整備計画がありませんので、例えば学校施設の整備のスケジュールであるとか、各学校どのような老朽化対策をしていくかとか、具体の計画が必要なのではないかと思います。まさに先ほど言われましたように、この整備方針の再改訂であるとか、新たな計画を作るかというのはまたこれからの問題だと言われましたが、ぜひ検討する体制をつくっていかねばならないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。後半は意見です。</p>

古市教育総務課長	<p>2点質問をいただきました。まず1点めでございます。全市的な視点に立って俯瞰的に、また効率的にという部分で、現組織としての素案があるのかどうかでございます。これにつきましては、今後の学校施設のあり方の検討におきまして、この体制を一つ案として整えていかなければならないと考えています。現状、今後検討していくところでございますけれども、現在は、頭の中で描いているイメージ、当課として考えているイメージといたしましては、学校施設の整備というところにおきましては、単なる学校施設の長寿命化改修だけだから教育総務課だけ、というところではなくて、他にも今後、学校施設のあり方を検討するにあたっては、様々な要素が出てくるものかと思っております。</p> <p>例えば、将来の年少人口、学校の様々な特性、また、ICTの整備など、様々な学びにおける要素も含め、教育総務課1課だけではなかなか所見がないというところも教育委員会内の他課としっかり連携をとっていくために、例えば検討部会というものも構築し、様々な視点からの知見、知識をいただいたうえで、時代に即応した内容での整理が必要になってくるかと思っております。また、財政的な部分、人員体制等については市長部局の方との連携も大きく必要になってくるかと思っております。</p> <p>2点めの質問につきまして、地域というところの部分がございます。地域の意見をしっかりと聴いていくということについても、今後整備の基本構想、基本計画の策定にあたる時に、また様々ご意見をいただくことができたらし、そういう場面も設定していくことができたらしと考えております。</p> <p>最後に職務代理からご意見いただきましたスケジュール等、例えば整備のスケジュール、また、整備のコンセプトというところにおきましても、先ほどお答えさせていただいたとおり、具体的な計画策定も追って適宜判断していきたいと思っております。</p>
植田教育長	<p>保護者への意見聴取の機会はどうでしょうか。</p>
古市教育総務課長	<p>地域または保護者というところにおきましても、保護者の視点というところも必要になってきますので、先ほど回答させていただきました基本構想、基本計画の時に、保護者の方々にも、また児童・生徒にもお声を聴きながら、進めていくことができたらしと思っております。</p>
尾崎委員	<p>只今のことに関連しまして、長寿命化が中心になっていくと思っております。その時に、子どもたちの教育活動は同時に進行しております。この間見学させていただきました池田市立のほそごう学園においては、長寿命化と増築をミックスされた計画を立てられて、非常にうまくされました。教育活動に影響がないということで、そのうえ、中学校を改築されて小学生にも使えるようにという長寿命化改修、これも非常にうまくされて、微に入り細に入り、感</p>

<p>(尾崎委員)</p>	<p>心をいたしました。どうしてこういうことができたのかというと、一つは施設課だけでなく学校の先生方のご意見であるとか、あるいは指導主事の意見、あと先ほど、部会を設けてと仰いましたけど、なかなかこれは大変なことだろうと思います。</p> <p>市長にはお願いしましたが、新たな人員を増やしていただけたらこれは最高なことだろうと思いますし、機構改革によって新たにそういうことを専門的に考えていく部署、これは学校サイドから見ても必置なものであると、必ず置いていただきたいものであると思います。</p> <p>具体的に言いますと、工事が始まりましたらその都度、一週間おきにでも計画を立てない限り、教育活動に影響が出てまいります。そこに教育委員会事務局も入りますし、学校の先生方も入りますし、そういうやりとりが非常に多忙をきたします。従来の業務にプラスこういうことが入ってまいりますので非常に大変だろうと、市長にはお願いしまして、事務局の方にこれを言うのは酷な話だと思いますが、長寿命化にあたってどういった組織をつくらなければならないのかということ具体的にイメージしていただいて、事務局側からも市長へお願いをしていただけたらと強く思います。なかなかこれは大変なことをこれから引き受けていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいです。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>今後、学校施設の整備を行っていくにあたって、人員体制がとて大きくなってくると思います。教育総務課におきましても通常の業務以外にも、時間、人力的パワーというところが必要になってくるかと思っておりますので、学校施設の整備の具体的な状況になる前に、事務局からも人員体制については市長部局の方にしっかりと伝えていきたいと思っております。これは尾崎委員のご意見のとおり、事務局も同じ考えを持っておりますので、しっかりとあたっていきたいと思っております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、ご意見はございませんか。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 四條畷市学校施設整備方針の改訂について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>( 「異議なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>

<p>(植田教育長)</p>	<p>それでは、次に移ります。 議案第5号 令和6年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>議案第5号 令和6年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、議決を求めます。 提案理由といたしましては、令和6年3月に予定されている令和6年度教育委員会課長級以上の事務局職員的人事内示について、教育長をして臨時に代理したく、本案を提案します。 なお、本案件については、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、その臨時に代理した事務の結果を速やかに報告する必要があることから、臨時に代理した後の会議において報告を予定しております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。  ( 「なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。 議案第5号 令和6年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。  ( 「異議なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議題に入る前に、議案第6号については、四條畷市情報公開条例第7条第3号に該当する非公開情報に含まれること、また、議案第7号については人事案件でございますので四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。  ( 「異議なし」 の声 )</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第6号及び議案第7号については秘密会といたします。  ( 秘密会 )</p>

植田教育長	<p>ただいまから、定例会を公開いたします。議案第6号及び第7号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、その他の案件に移ります。事務局からお願いします。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>1月の市立小中学校の学級閉鎖についてお知らせさせていただきます。始業式始まってすぐはなかったのですが、最終週くらいから増え始め、忍ヶ丘小学校で2クラス、うち1クラスでは2回行っています。田原小学校で2クラス、四條畷西中学校で1クラス、田原中学校では1年生が学年閉鎖ということになっております。原因はインフルエンザということになっております。コロナも報告は受けておりますが、主流はインフルエンザということです。</p>
植田教育長	<p>確認、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
植田教育長	<p>それでは、その他、事務局からありましたらお願いします。</p> <p>( 「なし」 の声 )</p>
植田教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月24日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二